

市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況（平成24年度）

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
1	震災がれき受入れに関する緊急要望書 (震災瓦礫を考える市民ネット 平成24年4月11日提出) (清掃事業課) (平成24年5月14日回答)	<p>新聞報道によりますと、市においては、震災がれきについて再生利用を前握に試行的受入れに着手するとされています。しかしながら、放射性物質が付着するがれきの受入れについては、その必要性、妥当性、正当性の観点から疑問視されているところですが、</p> <p>がれき処理の遅れが復興を遅らせているかに言われております。しかしながら、岩手県において広域処理されるがれきは全量の2割にも満たない部分です。がれき処理の遅れは広域処理が進んでいないためではありません。むしろ、広域処理を打ちだしたことで、地域間の「対立」を生みだし、自区処理のための施策を抑制し、結果的に処理を遅らせることになりました。</p> <p>新聞報道においても、宮古市の木質がれきの仮置場は「公園予定地であり、2年後という計画に間に合わない」と報道されています。それであれば、計画の変更等まだまだ検討の余地があるように思われます。また、地元で処理した方が雇用確保など復興にも有効との説があります。</p> <p>環境政策面においては、放射能に対する対応は封じ込めが大原則であり、拡散、希釈は国際的にも問題視されています。リサイクルに利用する場合、原材料の運搬、製品の製造やその廃棄の全過程において放射性物質による環境汚染が懸念されます。</p> <p>このような疑問点があるにもかかわらず、2012年度だけで15億円におよぶ膨大な広報予算によって一方的に広域処理が押しつけられています。このような問題こそ、冷静慎重な対応が必要と考えます。「安全神話」の流布によって取り返しのつかない事態を招いた原子力発電政策の失敗から、私たちは何を学んだのでしょうか。</p> <p>先日、私どもが実施した広域処理に関するシンポジウムでは、参加者の多くが「慎重に時間をかけて検討する」ことを求めています。</p> <p>「国の政策だから」ではなく、地域のことは地域住民で決めるとの原則にたつて政策立案するため、以下の事項を要望いたします。</p> <p>① 震災がれき受入れ問題は、苫小牧市市民参加条例第5条第6号に基づく市民参加手続により決定すること。 ② 「試行着手」は上述の政策立案により、受入れの可否が決定するまで停止すること。</p>
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 災害廃棄物の受け入れについて、苫小牧市では再生利用によるリサイクルを行うことを検討しておりますが、この再生利用に関する国の基準は、国際原子力機関（IAEA）のクリアランスレベルに基づいた基準となっているため安全であると考えております。 本市といたしましては、国及び北海道の基準により実証試験を実施して安全性の確認を行い、その結果により、受け入れの可否について慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
2	苫小牧市市民参加条例第19条の規定に基づく要望意見について (震災瓦礫を考える市民ネット 平成24年5月21日提出) (清掃事業課・市民自治推進課) (平成24年6月8日回答)	<p>私どもは、平成24年4月11日付けで苫小牧市長に対し、震災がれきの受入れの可否について、苫小牧市市民参加条例第5条第6号の規定により市民参加条例に基づく市民参加手続により決定することを要望しました。</p> <p>ところが、平成24年5月14日付けの回答では、条例を適用しない理由を何ら述べることなく、市として検討する旨の記載だけとなっています。具体的な回答はありませんが、結論的に市民参加条例の適用を拒否するものとし受け止められません。このような対応は、市民参加条例の趣旨に反するものと考えます。</p> <p>御承知のように、市民参加条例は「市政運営への市民の参加を推進し、もって市民自治によるまちづくりの推進に資することを目的と」しているものであり、できるだけ市民参加で政策を立案することが原則となっているものと考えます。それは同条例第3条第1項の規定及び第8条の規定を見ても明らかです。</p> <p>つきましては、このように市民参加条例の適用を求める要望、陳情等があったときは原則として条例を適用すること、又は条例に規定する市民参加に準じた手続を講じること、それができない場合はその理由を付して説明することを求めます。今回の要望に対しては、がれきの受入れ問題について条例の適用又はこれに準じた手続ができないというのであれば、その理由を説明することを求めます。理由がない、あるいは理由を説明できないのであれば、あらためて市民参加条例の手続によって、がれき受入れ問題の可否決定を行うよう求めます。</p> <p>なお、この要望意見は、市民参加条例第19条の規定に基づくものであることを申し添えます。</p>
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>災害廃棄物の受入れについて、苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号。以下「条例」といいます。）第5条第6号の規定により、条例に基づく市民参加手続により決定すべきであるとの要望意見について、お答えいたします。</p> <p>条例第5条では、市民参加手続の対象となる事項について、各号により規定しており、同条第6号においては、要望意見のとおり、「前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等」について、条例による市民参加手続の対象とすることができるものでございます。</p> <p>同号の規定の趣旨は、同条第1号から第5号に掲げる対象事項以外の政策であっても、対象事項と同様の性格を有すると判断される政策については、対象事項として取り扱うこととしているものですが、その判断の決定については、市長にその裁量があるものでございます。</p> <p>災害廃棄物の受入れについては、北海道から受入れに向けた協力要請もあったところですが、苫小牧市といたしましては、1日も早い被災地の復旧・復興のため、できる限りの協力をしたいという判断から、同号による市民参加手続の対象としない判断をさせていただいたものでございます。</p> <p>しかしながら、災害廃棄物の受入れに不安を感じている多くの市民に安全性を説明していく必要があると考えておりますことから、まちかどミーティングなどの場において説明を行うなど、これからも市民に対して理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。（清掃事業課 担当）</p> <p>なお、条例第19条は、同条に基づく具体的な意見提出の制度を新たに保障する趣旨の規定ではなく、市に対してなされた要望等については、その内容が検討され、結果について公表がされることを確認的に規定することとどまるものでございます。</p> <p>そのため、同条の規定による具体的な権利（個別の意見提出の制度）が保障される趣旨ではないことを御理解願います。（市民自治推進課 担当）</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】</p> <p>課題として、災害廃棄物の受入れを実施するとした場合、不安を感じている多くの市民に対し、その安全性について十分な説明責任を果たさなければならないことから、市民参加手続に準じた措置を講じ、市民フォーラムの開催やまちかどミーティングなどの場において説明を行うなど、市民及び市議会の意見を尊重し、慎重に対応する必要があった。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
3	市民参加条例の要望等の公表について (平成24年6月24日提出) (市民自治推進課) (平成24年6月27日回答)	<p>私は、「震災がれきを考える市民ネット」に関係する者の一人ですが、疑問がありますのでお答え願います。</p> <p>当該団体から、平成24年5月21日付だったと思いますが、市長に対し「苫小牧市民参加条例第19条の規定に基づく要望意見について」という文書を提出し、6月8日付で回答を受けとったとのこと。</p> <p>表題にもあるとおり、当該要望意見には「この要望意見は市民参加条例第19条の規定にもとづくものであることを」申し添えています。ところが、市のホームページには、この要望意見の内容と検討の結果が公表されていないように思われます。</p> <p>御承知のように、第19条には「市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。」と規定されています。</p> <p>なぜ公表されていないのでしょうか。あるいは私が気付かないだけでしょうか。</p> <p>あるいは、19条に規定する要望等に該当しないとお考えでしょうか。</p>
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号。以下「条例」といいます。）第19条では、「市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする」とされています。</p> <p>同条は、市に対してなされた要望等についてその内容が検討され、結果について公表されることを確認的に規定する趣旨に留まるものでございます。そのため、条例の施行に関する市民からの個別の要望等については、同条の規定による市民の具体的な意見提出権（意見提出制度）として保障されるものではなく、また、個別の要望等についても、同条の規定に基づき、その都度、結果が公表がされるものではないことを御理解願います。</p> <p>なお、この条例の施行に関して市民からあった要望等については、市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等として、その内容が市民自治推進会議に報告されることとなりますので、御理解願います。</p>		
4	はなぞの幼稚園存続に係る住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	パブリックコメントで意見を提出して、それが反映される可能性はあるのか。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>同説明会にて、パブリックコメントは存廃に係る最終的な判断を仰ぐ手続のひとつであること、また、可能性については言及できない旨を説明した。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】</p> <p>パブリックコメント制度の説明が必要であったため。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
5	はなぞの幼稚園存続に係る住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	パブリックコメントで提出された意見に対して、教育委員会から回答はいただけないのですか。 【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、個々の回答はせず、一定の集約をした後、市の意見を付してホームページ上で公開する旨を説明した。 【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 回答方法について説明が必要であったため。
6	はなぞの幼稚園存続に係る保護者説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月3日保護者説明会で回答)	パブリックコメントを募集して案がどのような形できまるのか。募集したパブリックコメントがどのような人の目に留まり、どのような流れで進んでいくのか。 【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、以下のとおり説明を行った。 パブリックコメント締切後、意見を集約し、意見に対する市としての回答や意見を公開。これを政策判断の材料とし、市の理事者、市長、副市長により政策決定を行い、議会で議案として提出。審議を経て、議会で議決されたものが最終決定となる。 【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 パブリックコメント制度の説明が必要であったため。

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
7	はなぞの幼稚園存続に係る住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	パブリックコメントの募集期限(7月28日～8月26日)を延長してほしい。 【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、延長できない規定はないが、新年度の園児募集との兼ね合いから、9月議会へ存廃に関して一定程度の考えを示さなければならず、延長は非常に困難であることを説明した。 【説明、対応等をした理由(課題、問題点等)】 最初に「検討することは可能」と期待を持たせた回答をしてしまったため、市の今後の予定を再度説明した。
8	はなぞの幼稚園存続に係るPTA役員事前説明会での意見 (総務企画課) (平成24年7月25日保護者説明会で回答)	パブリックコメントをする上で年齢制限(下限)はあるのか。 【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、事務局職員がその場で明確な回答はできなかったため、後日の保護者説明会までに確認することとした。 【説明、対応等をした理由(課題、問題点等)】 パブリックコメント(市民参加条例)の熟知が必要であった。

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
9	はなぞの幼稚園存続に係るパブリックコメントにおける意見 (総務企画課) (平成24年9月11日ホームページ上で回答掲載)	存続に向けた意見対話集会を再度市側は開催することを希望。パブコメの発表方法が問題です。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 以下のとおり、パブリックコメント実施結果報告書の中で市教委の考え方を示すことで対応。 「今回の一連の手続については、市民参加条例第5条の規定による市民参加手続の対象となる事項ではないことから、条例上の市民参加手続が義務付けられるものではありません。 しかしながら、同条例第8条には、同第5条に定める市民参加手続の対象事項に該当しない政策等であっても、市民参加手続に準じた措置、すなわち、任意に市民参加手続を実施することができる旨を規定しています。 したがって、一連の手続については、市立はなぞの幼稚園の廃園の方向性を含んだ内容であり、保護者をはじめとした関係者への影響を考慮した中で、同第8条により住民説明会やパブリックコメントを実施いたしました。」</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 市民参加条例第15条の規定による。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
10	はなぞの幼稚園存続に係るパブリックコメントにおける意見 (総務企画課) (平成24年9月11日ホームページ上で回答掲載)	<p>市民参加条例によると、意見提出手続の前に政策形成手続が必要である。しかし、それがなされていないので条例違反でありやり直すべき。</p> <p>政策形成手続を意見提出手続に先立って行うのは、政策を練り上げる過程の市民参加の他に、形成過程における議論を公表することで、どのような問題点や考え方があるのかを市民に示すことが趣旨であると考えられる。結論の決まった一方的な考え方や、その案に対する意見提出手続を「説明」しても市民参加条例の「政策形成手続」と言えない。また、保護者説明会、住民説明会は政策形成手続に位置づけられないと考える。</p> <p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 以下のとおり、パブリックコメント実施結果報告書の中で市教委の考え方を示すことで対応。 「今回の一連の手続については、市民参加条例第5条の規定による市民参加手続の対象となる事項ではないことから、条例上の市民参加手続が義務付けられるものではありません。 しかしながら、同条例第8条には、同第5条に定める市民参加手続の対象事項に該当しない政策等であっても、市民参加手続に準じた措置、すなわち、任意に市民参加手続を実施することができる旨を規定しています。 したがって、一連の手続については、市立はなぞの幼稚園の廃園の方向性を含んだ内容であり、保護者をはじめとした関係者への影響を考慮した中で、同第8条により住民説明会やパブリックコメントを実施いたしました。」</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 市民参加条例第15条の規定による。</p>
11	はなぞの幼稚園存続に係るパブリックコメントについての住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	<p>なぜパブリックコメントについて市の広報誌に掲載できなかったか。 (新年度の園児募集との兼ね合いから、9月議会で存廃について論議するのであれば、6月の時点で広報誌掲載を決め、8月の広報で案内できたはず)</p> <p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、入園者数を受けて、存廃に関する事務的な整理を行った結果、7月となり広報への掲載はできなかった旨を説明。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 入園者数が少なかったとの理由で、即座に結論を出すことはできなかったため。</p>

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
12	はなぞの幼稚園存続に係るパブリックコメントについての住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	廃園には人件費の問題も関係しているとのことだが、財政面の資料が一切なく、わかりにくい。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて説明。他の内容の意見も併せて寄せられたため、回答においては今後の市の総合的な見解を示し、配布資料についての言及はしなかった。</p> <p>【説明、対応等をした理由(課題、問題点等)】 説明会中の口頭でのやりとりであり、即座に対応すること、また、すべての意見に対しての逐一回答することが困難であったため。</p>		
13	はなぞの幼稚園存続に係るパブリックコメントについての住民説明会での意見 (総務企画課) (平成24年8月20日住民説明会で回答) (ホームページ上に回答掲載)	(はなぞの幼稚園に係る)当事者であるが、パブリックコメントについて知ったのが1ヶ月を切ってからだった。どこまで市民に周知されているのか。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、新聞内の市役所だより、市ホームページ掲載にて案内したことを説明した。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
14	はなぞの幼稚園存続に係る保護者説明会 (総務企画課) (平成24年8月3日保護者説明会で回答)	存廃にかかる審議会を作れないのか。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、市民参加条例の中では、審議会を作らなければならないということはなく、市が、市民の意見を求める際に審議会や公聴会、住民説明会のどれを行うか判断することを説明した。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 市民参加手続及びその方法の説明が必要であったため。</p>		
15	はなぞの幼稚園存続に係る幼稚園PTA役員事前説明会 (総務企画課) (平成24年7月25日保護者説明会で回答)	説明会をしてからパブリックコメントをしたほうがよい。説明されていなければ、コメントしようがない。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 同説明会にて、パブリックコメントについては、園の存廃を決めるのではなく、廃園という市の決定に対する意見を寄せる性質であることを説明した。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 パブリックコメント制度の説明が必要であったため。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
16	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (政策推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	市民参加条例においては、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施する前に政策形成手続を行うこととなってい ます。今次基本計画の改定素案作成に当たって、どのような政策形成手続が行われたのか、そしてその結果はどうだったの か公表（議事録等）されていません。そのために、作成過程が不透明だけでなく、意見をまとめる際にあったはずの異論 等を参考にできません。意見提出手続をやり直すべきと思います。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 政策形成手続につきましては、8月21日～23日に市民説明会と意見交換を実施後、9月3日から1か月間パブリックコメントを実施しております。 なお、市民説明会の結果につきましては、9月27日付けで市ホームページに公表しております。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 市民説明会と意見交換及びパブリックコメントを実施しており、その結果の公表も行っていることから、手続きは適切で問題はないと考えている。</p>		
17	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (政策推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	昨年の東日本大震災を機に、市民意識が大きく変化していることは、市民意識調査を実施した市の皆さんが一番よく理解 していることと思われる。 苫小牧市総合計画見直しについては、当市条例規定によると市民参加不要との事だが市民説明会の開催及びパブリックコ メント実施は市民自治のまちづくりの本旨に沿う自治基本条例・市民参加条例を充分理解された取り組みと考える。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 ご指摘のとおり、総合計画の見直しにつきましては、市民参加条例に基づく政策形成手続として、市民説明会と意見交換及びパブリックコメントを実施し たところであり、市民参加が不要とは考えておりません。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 総合計画の見直しに関して市民参加が必要と判断し、市民説明会と意見交換及びパブリックコメントを実施した。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
18	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (政策推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	「市政を取り巻く環境変化に対応できるよう」に改定するとのことですが、どのような「環境変化」があったのか、それがどう見直しにつながったのかの過程が不明です。求められている意見も、改定部分だけなのか元の計画も対象なのか不明です。総じて意見を求める形になっていません。意見提出手続をやり直すべきでしょう。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 第5次基本計画の見直しにあたりましては、庁内説明会を開催し、政権交代やリーマンショックなど経済状況の変化、東日本大震災などの様々な環境変化を踏まえて見直しを行うように各担当課に対して説明しております。</p> <p>【説明、対応等をした理由（課題、問題点等）】 第5次基本計画の見直しにあたっては、庁内説明会において各担当課に対し、環境変化を踏まえて見直しを行うように説明している。そのうえで市民説明会と意見交換及びパブリックコメントを実施しており、手続的には問題ないと考えている。</p>		
19	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	審議会の開催・公開・公表についても、市民参加条例の趣旨を理解されていない都合の良い解釈並びに、事前周知等も無く実施等の市民無視の姿勢が目立つ。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 審議会等については、市民参加の趣旨や情報の公開の趣旨に照らして、原則公開としているところです。また、会議録についても原則公表としております。ただ、個人情報を含む案件を審議するような会議もあり、全ての審議会等について、一概に公開することはできないものです。情報共有の原則を踏まえた市民への情報提供を適切に行っていくため、開催に当たっての周知については、事業担当課からのお知らせや市のホームページによりお知らせしているところですが、今後もこれらの周知に取り組んでいきたいと考えております。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
20	苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版の市民意見提出手続における意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームページ上で回答掲載)	市民参加条例は100%の形ではなく作られた条例と考えられる。しかしながら当市の実情・実態を一番よく理解している市職員がその時代にマッチした市民目線に沿う形で運用できる形の条例といえるのではないか。この条例をより完璧な形にする検討も必要なのか。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 苫小牧市市民参加条例は、市民参加を考える市民ワークショップやパブリックコメントなどによって寄せられた市民からの意見を参考にし、まちづくりを進める上での市民参加のルールとして制定されたものです。 また、市民自治の取組状況については、その調査の結果を苫小牧市民自治推進会議に報告し、市民自治によるまちづくりの推進に関し意見をいただいているところです。 市民参加によるまちづくりについては、市民参加条例の趣旨に沿った市政運営を行うよう、市職員はもとより、市民に向けても周知に努め、条例を運用したいと考えております。		
21	苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版の市民意見提出手続における意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームページ上で回答掲載)	市民参加条例を都合よく解釈し独断で進めるあまり、市民の声が十分に届いていないとの満足度調査の結果ではないのか。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 満足度調査の結果については真摯に受け止め、今後、より一層の工夫を積み重ねる中で、満足度調査の結果が向上するよう、努めたいと考えております。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
22	苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版の市民意見提出手続における意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームページ上で回答掲載)	図書館の問題、はなぞの幼稚園の問題、共に是々非を問うものではない。事前周知を徹底し、丁寧に物事を進めばこんな大事になっていないであろう。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 図書館の管理運営の在り方やはなぞの幼稚園の存廃の方向性については、これまでも議論し、市民、関係団体等から意見をいただいていたところ。その中で、施設を取り巻く環境の変化、行政改革プランにおける検討等を踏まえ、市としての考え方を説明してきたところ。市の取組については、説明責任を果たす意味からも、今後も丁寧に対応したいと考えております。		
23	苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版の市民意見提出手続における意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームページ上で回答掲載)	審議会について ①審議委員の選任、公募委員の選任は充分透性のあるものか、名誉職的になっていないか。 ②公募委員については全国で利害関係ある団体等から同じ顔ぶれが応募しているとの問題指摘もある。 ③東京都狛江市のバーベキュー条例制定時の方法を検討すべきではないか。(例) ゴミ不法投棄の罰則条例、資源物持去りの罰則条例 ④原発依存に係る討論型世論調査、滋賀県の熟議型世論調査の検討
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 ①②について 審議会の委員の選任に当たっては、審議会の性質に応じて、学識経験者、関係団体からの推薦者、公募による選任など、様々な人材を登用しているところ。委員の長期化や固定化の問題もあることから、今後とも幅広い層からの人選に努めていきたいと考えております。 ③④について 意見を寄せていただいた事例については、参加者が現状や課題などについて十分な情報提供を受け、その上での議論を経て、最終的に政策や施策に対する意見を出すといった手法であると認識しているところ。この方法は、無作為抽出により参加者を選定することから、通常、テーマに関して直接の当事者ではない一般の市民の声を反映することが可能であると考えており、市民参加によるまちづくりを進める上で、有効な手法の一つと思われます。 このような新しい手法の実施に当たっては、対象となるテーマや、費用対効果、実際に行う場合の方法など、様々な検討を行った上で、事業を実施する担当部局において取り組むこととなります。市民自治のまちづくりを進める上で、効果的な市民参加の手法について、今後も十分に検討していきたいと考えております。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
24	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	これまでの反省抜きに書かれています。震災がれき受入れ問題に当たって市民参加条例を適用しなかった理由が不明のままです。「市民参加が原則」と言いながら、「がれきには、なじまない」などと公言した理由を説明すべきです。幼稚園廃園についても市民参加条例の適用はないと、強引に政策形成手続の欠如を合理化しました。これらは評価指標では測れないようになっています。書き直すべきです。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>苫小牧市市民参加条例では、条例による市民参加手続の対象となる事項について定めておりますが、震災がれきの受入れやはなぞの幼稚園の存廃については、条例第5条の市民参加手続の対象となる事項に該当しないことから、条例上の市民参加手続が義務付けられないものです。しかし、具体的に実施される個別の措置については、市民への説明責任を果す観点からも必要であると考えているところです。震災がれきの受入については、1日も早い被災地の復旧・復興のために協力をしたいという判断から、また、はなぞの幼稚園の存廃については、市長公約、行政改革プランにおける検討等を踏まえ、保護者をはじめとした関係者や住民への説明会を開催し、市としての考え方を説明させていただいたところです。また、条例の運用については、これからも適切に行っていきたいと考えております。</p>		
25	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	市民参加条例が行政によって恣意的に解釈されています。このような現状を改革するために、解釈・運用に異論があった場合及び要望があった場合の調整のために、市民オンブズマンのような第三者の関与が必要です。不服審査機関の設置を検討すべきです。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>苫小牧市市民参加条例の解釈及び運用に当たっては、市民参加、情報共有、協働の原則による市民自治のまちづくりの観点から、条例の趣旨に鑑み、適切にこれを行っていることを御理解願います。また、第三者の関与や不服審査機関の設置を行う考えはありませんが、条例の解釈や運用について、提出いただいた意見については、これまでどおり、真摯に対応していきますので、御理解願います。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
26	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	公募委員が参加している審議会の数を17機関に増やす目標を掲げているが、なぜ全機関に拡大されないのでしょうか。できない理由が書かれていません。理由がないなら、全機関を目標とすべきです。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 審議会の委員の選任に当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募に応じた市民を加えなければならないものです。正当な理由としては、調査、審査、判定といった専門性が高いことなどがありますが、市民自治のまちづくりに当たり、公募委員が参加している審議会の数を拡大していくことは、重要な取組と考えているところです。 現時点において、39審議会（条例により設置されているもの）のうち、19機関については、既に公募委員が参加しております。また、常時、委員が任命されていない6機関を除いた14機関については、現時点において直ちに公募を導入することが難しいものと考えております。そのため、目標値については、2機関を増とした21機関としています。</p> <p>※原案では公募委員参加に係る平成24年度数値について、15機関としていましたが、精査の結果、19機関であったことから、数値を修正します。</p>		
27	苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定版の市民意見提出手続におけ る意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームペー ジ上で回答掲載)	単に公募委員を入れるだけでなく、審議会の委員を任命する過程を透明化すべきです。公募委員以外は、なぜ選任されたのか、どのような資格があるのか説明すべきです。また、市から補助金を受けている団体の代表者を選任する場合には、審議会の性格によっては制限を加えることも検討する必要があります。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 審議会の委員選任に当たっては、各審議会を所管する担当部署により、会の性質などを考慮し、実施するものと考えており、委員の任命する過程を透明化するために一律の基準を設けることは、選任の取扱いから難しいものと考えております。 審議会の委員の選任に当たっては、審議会の性質に応じて、学識経験者、関係団体からの推薦者、公募による選任など、様々な人材を登用しているところです。委員の長期化や固定化の問題もあることから、今後とも幅広い層からの人選に努めていきたいと考えております。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
28	苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版の市民意見提出手続における意見 (市民自治推進課) (平成24年10月30日ホームページ上で回答掲載)	評価指標のなかに、「市民参加が適正に実施されていると考えるか」を取り入れるべきです。その際には、パブリックコメントを出した市民にアンケートを送付して集計すべきです。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 市民参加については、市民参加、情報共有、協働の原則による市民自治のまちづくりの観点から、これからも適切にこれを行ってまいりますので、御理解願います。 また、市民満足度を測るアンケート調査については、既に集計が終了しており、新たな項目を取り入れることは難しいものと判断しております。		
29	苫小牧市の年末年始休日の変更に係る市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月15日ホームページ上で回答掲載)	説明文において、「市民参加条例または行政手続条例に基づき、広く市民から意見を募集するもの」とあるが、両方に該当する場合は「及び」で、どちらに該当するか分からない場合に「又は」を使うものとする。意見募集する側でどちらに該当するか不明ということはありえないと考えられるが、こうした説明はおかしい。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 市民意見募集対象施設については、本庁舎、第2庁舎及び市立病院が市民参加条例に、それ以外は行政手続条例に基づく市民意見提出手続を行ったものです。		
30	苫小牧市の年末年始休日の変更に係る市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月15日ホームページ上で回答掲載)	市民参加条例では第4条第1項で、「市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続を行うものとする。」とあるが、同条第2項にあるとおり「政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち」と、市民意見提出手続を行う前に実施することを義務づけている。 この休日の変更の立案にあたっては、政策形成手続が行われたものとするが、いつ、どのような形で行われたか不明であり、政策形成手続の形式を明示し、会議録を公開した上で市民意見を求めるべきだと考える。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 市庁舎及び第2庁舎は、行政財産であり「公の施設」に該当しないことから、本来、市民参加条例に基づく市民参加手続を必要としないところですが、行政手続条例に基づく市民意見の募集を行っている他の市施設との均衡を保つため、第8条に基づく市民意見提出手続を行ったものです。 また、市立病院は「公の施設」として、同条例第4条に基づく政策形成手続として、市民説明会を開催して市民意見提出手続を行っております。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
31	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月21日ホームページ上で回答掲載)	広範囲にわたっている「改革プラン」を作る意味が不明である。これだけ広範囲な課題を「行政改革推進審議会」が全体を見渡し、問題点を提出し、検討し、提言するなどというのは不可能と考える。解決方法や実施時期等については、個々に検討し、実施していくこととし、市民参加も個々に行うべきである。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 行革に取り組む考え方の一つとして全庁的な取組姿勢の重要性についての認識を前項でお答えさせていただきましたので省略させていただきます。今回の行政改革プランの見直しに当たって、行政改革推進審議会からいただいた提言を基に見直しを実施しております。専門的な見地からの意見や市民の皆様がお感じになられている事などを率直に御意見としていただいたものと考えております。個別の取組項目については、各々の部署で検討を重ね、必要に応じて市民参加の手続を実施しております。		
32	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月21日ホームページ上で回答掲載)	膨大な領域に渉る「改革」課題を、ひとつの審議会が検討し、提言することは困難である上に、それを市民周知し、意見を求めること自体に無理がある。幼稚園や図書館の問題に見られるように、どのような検討があったのか、実施に当たってどのような問題点を想定しているのかまったく不明である。検討内容が不明のままに意見提出を求める姿勢自体が市民参加条例の趣旨に反している。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 実際に、個々の取組項目に対する意見を行政改革推進審議会の中でもいただいており、市民の皆様からも意見をいただくことは重要と考えております。また、それぞれの項目について、必要に応じた市民参加手続を経ながら、検討が行われてきたと考えております。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
33	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月21日ホームページ上で回答掲載)	<p>「計画」とか「プラン」と名がつくだけで市民参加手続をしなければならないように考えられているようだが、条例の趣旨に合致していないと考える。むしろ、このような形の「プラン」は「市政の基本的な事項を定める計画」ではないのではないか。「市政の基本的な事項を定める計画」は総合計画の作成方法の充実などによるべきではないか。</p>
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 市政運営における各分野の計画に関連する内容が本プランにも掲載されております。そうした情報の発信、市民の理解・協力が今後の取組においては不可欠なものと考えております。御意見をいただくことは非常に重要なことと考えております。</p>		
34	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続における意見 (行政監理室) (平成25年2月21日ホームページ上で回答掲載)	<p>市民参加条例の適用からは個々の課題で手続を行えばすむ話である。またそうしなければ、市民参加手続も何度も行わなければならない。審議会も屋上屋を架している。トータルに「プラン」としてまとめてしまうことが問題である。工程表を作成することで、「いつまでに」という圧力が強まり、市民参加の過程や市民への丁寧な説明が省かれる傾向がある。何よりも、市内部で精緻な検討がなくなっているように見られる。図書館の指定管理者制度導入への図書館協議会への諮問に典型的に見られる。教育委員会の議案で制度導入が決定されていないのに、館長が導入前提で諮問する権限はあるのか。検討不足ではないか。</p>
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 図書館を含め、公共施設のあり方について行政内部で検討した上で、施策の一つとして取組んでいるところです。今後様々な角度から実務的な検討や課題の整理を行い、最終的には教育委員会において導入の是非や導入する場合の指定管理者制度のあり方について決定することになります。また、図書館協議会への諮問は、教育委員会が指定管理者制度導入の際の判断材料とするため、「制度導入のあり方」について図書館長から諮問したものであり、何ら問題はないものと考えております。 その他の部分については、本プラン改訂版案以外の内容でありますことから、貴重な御意見として伺わせていただき、今後の行政運営における参考とさせていただきます。</p>		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
35	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続にお ける意見 (行政監理室) (平成25年2月21日ホームペー ジ上で回答掲載)	現実の市民参加の適用が歪められ、大幅に市民参加を拒んでいるのに、行政改革を進めるとあることに疑問。幼稚園の廃園では、条文の文言を示さずに「市民参加条例第5条の規定による市民参加手続の対象となる事項ではない」とのみ回答している。第5条には「市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等」に適用すると書いている。市及び市教委は「適当と認められない」と考えているのか。市民参加を拒んでいる現状への反省から始めるべきだ。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 本プラン改訂版(案)に対する意見以外の御意見と判断されますことから、貴重な御意見として今後の行政運営においての参考とさせていただきます。		
36	苫小牧市行政改革プラン改訂版 (仮称)案の市民意見提出手続にお いて、提出意見とは別に寄せられ た意見(平成24年2月4日提出) (行政監理室)	パブリックコメントの公表に当たって、これまで意見の要旨が恣意的に削除され、本来の要旨となっていなかった。本来は全文を掲載すべきなのに、答えづらい部分は削除されている印象を受ける。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 市民意見の募集案件とは別にとのことでの意見だったため特に市民に対して対応はしていない。また、意見のとおり全文掲載といった対応はしていない。 【説明、対応等をした理由(課題、問題点等)】 提出意見をそのまま掲載とすると募集案件とは全く関係ない意見等もあること、同様の意見が複数人からあった場合などから、要約して意見を公表することは、問題ないとする。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
37	要望書の回答に対する質問書 (苫小牧図書館を考える会 平成 24年 5月14日提出) (中央図書館) (平成25年 1月17日回答)	指定管理者募集の際には、図書館の方向性と運営について、市民の皆様にお示しすることが必要になるとのことですが、むしろ行革プランが出来た時点で、その考え方やビジョンを市民に伝えるべきだったのではありませんか。行革プランが出来たとき、市民に説明出来なかったのはなぜですか。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 図書館への指定管理者制度導入は、市民サービスの向上や効率的運営を目指すもので、施設の役割りや機能を損なうものであったり、施設そのものの存続に影響を及ぼすものではないためです。 なお、平成22年度の行革プラン策定にあたりパブリックコメントを実施し、プランに盛り込まれた「中央図書館への指定管理者制度導入に向けた取組み」に関し、個人や団体から意見を頂いており、意見に対する考え方も示しております。		
38	「図書館指定管理者制度の進め方に疑問」について (まちづくり提案書 平成24年 7 月13日提出) (中央図書館) (平成24年 8月14日回答)	図書館の民間委託について、市民の声は反映されているのか。 パブリックコメントにつき、市はいつ、政策案を市民に知らせ市民から意見を聞いたのか。パブリックコメントの応募は何件で、いつHP等で回答掲載したのか。 パブリックコメントの募集について図書館内にその旨のお知らせを行ったのか。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 指定管理者導入自体がパブリックコメントの対象となるのではなく、関係条例や規則の改正要件などがあります。図書館への指定管理者制度導入は現在、細微に渡り検討中でありその結果により、その必要性を整理したいと考えています。		

No.	案件名 (担当課) (対応年月日)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
39	「図書館指定管理者制度の進め方に疑問」について (まちづくり提案書 平成24年7月13日提出) (市民自治推進課) (平成24年8月14日回答)	以下新しい手法について総合政策部の見解を伺いたい。 ①東京都狛江市のバーベキュー条例 ②討論型世論調査 ①、②においては貴部においてよく理解している事項と思われる。当市においてはどのような政策、施策に適していると考ええるか。将来この制度を検討する予定もしくは可能性があるかお答えいただきたい。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 ①、②については、無作為抽出により参加者を選定し、参加者が現状や課題などについて十分な情報提供を受け、その上での議論を経て、最終的に政策や施策の決定を行う手法であると認識しているところです。 この手法は、参加者が限られた特定の人々の集団や専門家ではないことから、通常、テーマに関し直接の当事者ではない一般の市民の声を反映することが可能であると考えております。 そのため、①、②のような手法は、市民参加によるまちづくりを進める上で、有効な手法の一つであると認識をしているところです。このような新しい手法の実施に当たっては、具体的な対象となる政策や施策や費用対効果、実際に実施する場合の方法など、様々な検討を行い、事業を実施する担当部局において取り組むこととなります。 条例の趣旨に合う適切で効果的な市民参加の手法について、今後も十分に検討して進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。		
40	「図書館指定管理者制度の進め方に疑問」について (まちづくり提案書 平成24年7月13日提出) (市民自治推進課) (平成24年8月14日回答)	図書館の件につき総合政策部は市の進め方に問題はないと考えているか。スムーズな進め方にすべきと思うが貴部が図書館等に指導・アドバイスすることは制度上問題があるのか。回答願いたい。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 総合政策部では、市民との協働や市民参加によるまちづくりについて所掌しておりますが、この所掌の範囲内において、各施設等に対して指導や助言を行うことに制約はありません。 その一方で、各業務を具体的に実施するのは、それぞれの担当部局となります。各担当部局においては、主務となる業務について様々な角度から検討を行い、具体的に行う政策決定に至るまでの事務を執行しています。そのため、どのような選択により具体的に事務を進めていくのかについては、事務を実施する担当部局の判断に委ねられ、担当部局には、その選択に対する説明責任が求められます。 そのため、総合政策部としては、担当部局が自主的に決定した判断を尊重するとともに、協働事業の実践の経験を積み重ねることができるよう、今後も支援したいと考えていることを御理解願います。		